

社労士V 「平成27年受験 重要項目ゴロ合わせ丸暗記」修正及び改正情報

【第1章 労働基準法】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
5	●労働基準法の適用と適用除外の図表中	改正により修正 「 <u>特定独立行政法人</u> の職員は適用」	「 <u>行政執行法人</u> の職員は適用」
23	休 憩	改正により修正 ③自由利用の適用除外に追記	ハ 児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者として保育を行う者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除く）

【第3章 労働者災害補償保険法】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
81	支給額の表中	改正により修正 常時介護 上限：104,290円 最低補償額：56,600円 随時介護 上限：52,150円 最低補償額：28,300円	104,570円 56,790円 52,290円 28,400円
	ゴロ合わせ	天使にくれ コロリの輪 (104,290) (56,600)	徒歩困難 五輪(オリンピック)泣くわ (104,570) (56,790)
89	深読みチェック	①……起算して <u>14日</u> の範囲内……（脱退は、…… <u>14日</u> の範囲内）	①……起算して <u>30日</u> の範囲内……（脱退は、…… <u>30日</u> の範囲内）

【第4章 雇用保険法】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
125	●賃金額との調整	平成26年改正により追記	※休業開始日から休業181日目以降（給付率50%）の場合を表し、休業開始日から休業180日目まで

			(給付率 67%) の場合は、表中の 50 を 67 へ、30 を 13 へ読み替える。
--	--	--	---

【第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
134	図表	有期事業の一括	有期事業の一括
135	深読みチェック ●有期事業の一 括の規模要件 ●下請負事業の 分離 ゴロ合わせ	立木の伐採 請負金額 1 億 9,000 万円未満 建設の事業 素材見込生産量 1,000 m ³ 請負金額 1 億 9,000 万円以上	立木の伐採 素材見込生産量 1,000 m ³ 建設の事業 請負金額 (消費税相当 額を除く) 1 億 8,000 万 円未満 請負金額(消費税相当額を除く)1 億 8,000 万円以上
		いくら いりまんねん (1 億 9) (160 万)	一億やれ いりまんねん (1 億 80) (160 万)
146	2 有期事業メリ ット制 図表内	規模等要件 事業規模 建設 請負金額 1 億 2 千万円 以上 立木の伐採 素材見込生産量 1,000 m ³	規模等要件 事業規模 建設 請負金額 1 億 1 千万円以上 立木の伐採 素材見込生産量 1,000 m ³
147	ゴロ合わせ	勇気だして ばっさり せん 建 一に 又 ホレた (有期) (伐採) (1,000) (健) (12) (又) (40)	勇気だして ばっさり せん 建設 いい 又 ホレた (有期) (伐採) (1,000) (建設) (11) (又) (40)

【第6章 健康保険法】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
191	1 出産育児一時 金	改正により修正 ①政令で定める額は 39 万円。	①政令で定める額は 40 万 4,000 円。

198	2 自己負担額（年額） 改正により変更 （年額 平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日の 1 年間）																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>標準報酬月額</th> <th>健康保険＋介護保険 70 歳～74 歳</th> <th>健康保険＋介護保険 70 歳未満を含む</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83 万円以上</td> <td rowspan="3">(現役並み) 670,000 円</td> <td>1,760,000 円</td> </tr> <tr> <td>53 万円以上 79 万円未満</td> <td>1,350,000 円</td> </tr> <tr> <td>28 万円以上 50 万円未満</td> <td>670,000 円</td> </tr> <tr> <td>一般 (26 万円以下)</td> <td>560,000 円</td> <td>630,000 円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>310,000 円</td> <td rowspan="2">340,000 円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>190,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	標準報酬月額	健康保険＋介護保険 70 歳～74 歳	健康保険＋介護保険 70 歳未満を含む	83 万円以上	(現役並み) 670,000 円	1,760,000 円	53 万円以上 79 万円未満	1,350,000 円	28 万円以上 50 万円未満	670,000 円	一般 (26 万円以下)	560,000 円	630,000 円	低所得者Ⅱ	310,000 円	340,000 円	低所得者Ⅰ	190,000 円	
標準報酬月額	健康保険＋介護保険 70 歳～74 歳	健康保険＋介護保険 70 歳未満を含む																		
83 万円以上	(現役並み) 670,000 円	1,760,000 円																		
53 万円以上 79 万円未満		1,350,000 円																		
28 万円以上 50 万円未満		670,000 円																		
一般 (26 万円以下)	560,000 円	630,000 円																		
低所得者Ⅱ	310,000 円	340,000 円																		
低所得者Ⅰ	190,000 円																			
	(70 歳～74 歳は変更ありません)																			
	<p>ゴロ合わせ</p> <p>70 歳～74 歳</p> <p>婆さん 誤差なく ニャゴォ 六匹 振り込む 低所得者 成熟 (83) (53)(79) (28)(50) (67) (26) (56) (低所得者) (31)(19)</p> <p>70 歳未満</p> <p>婆さん いーなり 誤差なく いずこ ニャゴォ 六匹 ブルース 低所得者 さま (83) (176) (53)(79) (135) (28)(50) (67) (26) (63) (低所得者) (34)</p>																			
201	2 保険料率	改正により修正 介護保険料率 1,000 分の <u>17.2</u>	1,000 分の <u>15.8</u>																	
	下段図表中の国庫補助の欄	1,000 分の 164 (H25～H26 年度)	1,000 分の 164 (<u>平成 27 年度以降、当分の間</u>)																	

【第 7 章 厚生年金保険法】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
214	3 年金額の計算式	改正により修正 定額部分計算式の改定率の下 (H25 度 : 0.982)	(H27 年度 : 0.999)
221	在職老齢年金	改正により修正 46 万円 (※ページ内、14 箇所すべて)	47 万円 (平成 27 年度 支給停止調整変更額及び支給停止調整額) 平成 26 年 9 月～平成 27 年 8 月

239	2 保険料 免除 保険料率 ゴロ合わせ 図表内 保険 料率	⇒ 削除 171.20/1,000 174.40/1,000	 174.74/1,000 176.88/1,000
-----	---	--	--

【第8章 国民年金法】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
262	年金額 ゴロ合わせ欄 の下 ※「改定率」③ 末尾	改定率改定により削除・追記 ※(26年度価額769,200円→ 物価スライド特別措置による 額772,800円) 平成26年4月から物価スライ ド率0.961(0点黒い)である ことから物価スライド特例措 置により老齢基礎年金の額(満 額)は $804,200 \times 0.961 \div$ 772,800 となる。 ⇒ 削除	※(平成27年度「改定率」0.999、 マクロ経済スライド調整率に よる額780,100円) 年金額は、新規裁定者は「名目 手取り賃金変動率」によって、 既裁定者は「物価変動率」によ って改定されるのが原則だが、 平成27年度改定においては、名 目手取り賃金変動率が1.023、物 価変動率が1.027となり、賃金 水準の変動よりも物価水準の変 動が大きかったため、既裁定者 の年金も「名目手取り賃金変動 率」で改定された。 また、平成27年度の年金額は、 特例水準が解消されるととも に、初めてマクロ経済スライド による調整率(0.991)が適用さ れ、本来水準の年金額が支給さ れることとなった。
264	2 年金額・加算 額 図表下段	(注)(780,900円×改定率) が772,800円に満たないとき は772,800円(804,200円(改 正前法定額)×0.961) ⇒ 削除 (注)(224,700円×改定率) が222,400円に満たないとき は222,400円、(74,900円×改 定率)が74,100円に満たない ときは74,100円 ⇒ 削除	
270	2 脱退一時金 の額 図表	金額改定により追記	平成27年度 脱退一時金の額 6月以上12月未満 46,770円 36月以上 280,620円

【第9章 労務管理その他の労働に関する一般常識】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
283	(3) 差別的取扱いの禁止 3 事業主の努力義務 図表	見出し変更 差別的取扱いの禁止 ①賃金(通勤手当、退職手当…	均等・均衡待遇の確保 <u>賃金(通勤手当(職務の内容に密接に関連して支払われるものを除く)、退職手当…</u>
284	ページ上の図表内	改正により追記 相談体制の整備の欄に右を追記	追記内容 公表制度の創設(第18条第2項) 厚生労働大臣は、雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、助言、指導、勧告をすることができ、勧告を受けて従わなかった場合には、その旨を公表することができる
309	7 無期労働契約への転換	②5年超の無期労働契約転換の特例 大学等及び研究開発法人の教職員等…10年を超える者からとなる。⇒削除	②無期転換申込権の例外 ア) 高度専門的知識等を有する有期雇用労働者…特定有期業務に就く者は5年を超え10年の期間内の一定期間に完了することが予定されている者(1年間あたりの賃金が1,075万円以上の者に限る)。(第1種特定有期雇用労働者) イ) 継続雇用高齢者…定年(60歳以上のものに限る)に達した後引き続き雇用される者(第2種特定有期雇用労働者) ③計画書の作成・認定 上記②(第1種特定有期雇用労働者及び第2種特定有期労働者)の特例を受ける場合には、計画書を作成し、厚生労働大臣の認

			定（都道府県労働局長に委任）を受けなければならない。
--	--	--	----------------------------

【第10章 社会保険に関する一般常識】

頁	項目・行	修正前	
321	6 要介護認定の更新	介護保険法改正により追記	要介護認定に係る「新規」認定の有効期間は原則 6か月 （市町村が必要と認める場合にあっては、 3か月から12か月 の間で月を単位として市町村が定める期間）とされている。今回の改正では、「更新」時の有効期間が、原則 12か月 （改正前は6か月）とされ、市町村が必要と認める場合に市町村が定める有効期間の上限についても 24か月 （改正前は12か月）に変更された。
323	社会保険労務士法 図表内 あっせん代理 補佐人制度の創設	見出し訂正 1 社会保険労務士の <u>義務</u> 社会保険労務士法改正により訂正 ③…（60万円超は弁護士と共同受任） 改正により追記	社会保険労務士の <u>業務</u> （120万円超は弁護士と共同受任） 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることとされた
326	児童手当法	子ども・子育て支援法の施行により追記	「我が国における 急速な少子化 の進行並びに 家庭及び地域を取

			<p>り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的として子ども・子育て支援法が施行された。その中で、子どものための現金給付は、児童手当の支給とし、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによることとされた。</p>
--	--	--	--